

大阪府水田農業推進協議会
肥料価格高騰対策事業 業務方法書

令和4年11月17日

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、大阪府水田農業推進協議会（以下「府協議会」という。）が行う肥料価格高騰対策事業交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき実施する肥料価格高騰対策事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営に関する基本方針)

第2条 府協議会は、肥料価格が高騰する中、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進める。

2 府協議会は、交付等要綱、実施要領のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び適正化法に基づく命令等の法令を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続に従って、実施要領第3に定める農業者の組織する団体等（以下「取組実施者」という。）に対し、本事業に係る支援金を交付するものとする。

第2章 肥料価格高騰対策事業の実施

(事業実施計画書等の作成及び支援金の申請)

第3条 取組実施者は、取組計画書を作成し、府協議会が別に定める日までに様式第1号により府協議会に申請を行うものとする。

2 府協議会の長（以下「府協議会長」という。）は、前項により申請のあった取組計画書について、審査を行い、適正であると認めた場合には、実施要領第9の4の（2）の規定に基づき、様式第2号により採択された旨を通知するものとする。

3 取組実施者は、取組計画書について、支援金の増加を伴う重要な変更が生じた場合は、第1項及び第2項の手続きに準じて変更の手続きを行うものとし、それ以外の変更については府協議会に届け出を行うものとする。なお、取組計画書の変更を行う場合には、あらかじめ府協議会に変更内容を相談するものとする。

(支援金の支払)

第4条 取組実施者は、第3条第2項の通知を受けたときには、府協議会長に対し、様式第3号により、支援金の振込先の口座情報を提出するものとする。

2 府協議会長は、前項により提出された口座に支援金を振り込むことで支払いを行うものとする。

(支援金の返還)

第5条

- 1 取組実施者は第3条第1項に基づき提出した取組計画書の変更等により、府協議会から支払われた支援金に余剰が生じた場合は、府協議会長に申し出なければならない。
- 2 府協議会長は、前項による取組実施者からの申し出があった場合、取組実施者が交付等要綱、実施要領に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、支援金の全部又は一部について返還を求めることができる。この場合、府協議会長は、違反等の内容、返還の額及び返還の期日を記載した書面を取組実施者に送付しなければならない。
- 3 府協議会長は、前項による返還を求めた場合において、取組実施者が支援金の受給の日からの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を求めることができる。
- 4 第2項及び前項の返還を求められた取組実施者は、第2項の期日までに求められた額を府協議会長に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、取組実施者は、府協議会長に対し、期日の延長を求めることができる。この措置を求める場合には、取組実施者は、期日までに返還できない理由を記載した書面を返還の期日の前日までに府協議会長に提出しなければならない。
- 5 府協議会長は、前項の期日の延長を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときはこれを認め、改めて返還の期日を記載した書面を取組実施者に送付するものとする。また、期日の延長を認めない場合も、その旨を書面で取組実施者に送付するものとする。
- 6 府協議会長は、取組実施者が第2項及び第3項の返還を期日（前項の規定により期日の延長を行った場合にあってはその期日）を経過してもなお返還しない場合には、当該取組実施者への支援金の交付を取り消すものとする。

第3章 資金の管理

(資金の管理)

- 第6条 府協議会は、本事業の実施にあたっては、他の経理と区分管理し、府協議会が定めた「肥料価格高騰対策会計」から行わなければならない、当該勘定の資金を本事業以外の用途に使用してはならない。
- 2 府協議会は、前項の資金を大阪府信用農業協同組合連合会 普通預金無利息型により管理する。

第4章 報告

(事業実績報告)

- 第7条 取組実施者は、府協議会が別に定める日までに実施要領第9の5の(2)のAに基づき、取組実績報告書(様式第4号)を作成し、府協議会長に提出するものとする。

(事業評価の報告)

- 第8条 取組実施者は、府協議会が別に定める日までに実施要領第12の2の(2)に基づき、取組実施状況報告書(様式第5号)を作成し、府協議会長に提出するものとする。
- 2 前項の提出を受けた府協議会は、その内容について確認を行うものとする。その際、取組実施者の5%程度を抽出し、化学肥料の使用量の低減の取組が適切に行われ、その内容が正しく報告されているかの現地確認を行うものとする。

- 3 前項の確認を円滑かつ適正に行うため、取組実施者は化学肥料の低減の取組に関する記録を保存しなければならない。
- 4 近畿農政局長等が本事業の実施効果等について調査を行う場合は、府協議会及び取組実施者は当該調査に協力するものとする。

(取組の中間報告等)

- 第9条 府協議会長は、実施要領第13の1に基づき、取組実施者に対し、様式第6号により、府協議会が別に定める日までに取組中間報告書を提出させるものとする。
- 2 前項の提出を受けた府協議会長は、その内容が適切なものであることについて、確認を行うものとする。

第5章 雑則

(帳簿の備付け等)

- 第10条 府協議会及び取組実施者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類について、本事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。
- 2 府協議会は、必要に応じて、取組実施者に対し、支援金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(その他)

- 第11条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、府協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、近畿農政局長の承認のあった日から施行する。

(取組実施者 様式第2号)

(業務方法書 様式第1号)

番 号
年 月 日

大阪府水田農業推進協議会会長 様

所在地
取組実施者名
代表者氏名

令和○年度肥料価格高騰対策事業取組計画書の(変更)承認申請書

令和○年度において、肥料価格高騰対策の実施にあたり、対策事業取組計画書を作成(変更)したため、肥料価格高騰対策事業実施要領(令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知)第9の4の(1)(第9の4の(3))に基づき、別添のとおり提出する。

(注) 取組実施者様式第2-1号(参加農業者名簿)、農業者申請様式第2号(事業申込書及び購入伝票等(※))の写し、農業者申請様式第3号(化学肥料低減計画書)の写しを添付すること。

(※) 事前に承認された注文票等の一覧表をもって代えることができる。

第1 取組実施者の概要

取組実施者名		
代表者の役職・氏名		
取組実施者の住所	〒	
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名	
	電話番号	
	e-mail	

第2 参加農業者の概要

取組実施者様式第2-1号のとおり。

参加農業者数（件）

第3 所要額

〇,〇〇〇円

第4 誓約・同意事項

取組実施者（参加農業者を含む）は、支援金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄
1 本事業に係る報告や立入調査について、近畿農政局長等から求められた場合に 応じます。	
2 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付 を受けた年度の翌年度から5年間保管し、事業実施主体又は近畿農政局長等か ら求められた場合は提出します。	
3 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存あり ません。 ア 対策事業取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請し たことが判明した場合 イ 正当な理由がなく、対策事業取組計画書に記載した取組を実施していない ことが判明した場合	
(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。	

(府協議会様式第2号)
(業務方法書 様式第2号) (実施要領参考様式第3号関連)

大阪府協議会第 号
年 月 日

取組実施者名 代表者氏名 様

大阪府中央区高麗橋3丁目3番7号
大阪府水田農業推進協議会
会長 津塩 素弘

令和○年度肥料価格高騰対策事業採択通知書

令和○年○月○日付けで申請のあった肥料価格高騰対策事業取組計画書については、内容審査の結果、適当と認められるので、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第9の4の（2）の規定に基づき通知する。

(取組実施者 様式第3号)
 (業務方法書 様式第3号)

番 号
 年 月 日

大阪府水田農業推進協議会会長 様

所在地
 取組実施者名
 代表者氏名

肥料価格高騰対策事業に係る振込口座について

肥料価格高騰対策事業に係る振込口座を下記のとおり提出します。

記

支援金の振込口座

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)												
金融機関コード (数字4桁)				金融機関名								
				農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金								
支店コード (数字3桁)				支店名								
預金種別 (該当のものにレ印を付けてください)							口座番号 (7桁に満たない場合は、右づめで記入)					
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知												
口座名義												
カナ												
漢字												
ゆうちょ銀行												
記号 (6桁目がある場合は※部分に記入)						番号 (右づめで記入)						
口座名義人												
カナ												
漢字												

※上記情報が掲載されている通帳ページの写しを添付してください

(取組実施者 様式第 4 号)

(業務方法書 様式第 4 号)

番 号
年 月 日

大阪府水田農業推進協議会会長 様

所在地

取組実施者名

代表者氏名

令和〇年度肥料価格高騰対策事業取組実績報告書

肥料価格高騰対策事業実施要領（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 2156 号農林水産省農産局長通知）第 9 の 5 の（2）の規定に基づき、その実績を報告する。

（注） 1 対策事業取組計画書に変更があったときは、対策事業取組計画書のコピーに変更後の内容が容易に比較対照できるように変更部分を赤字で加筆修正（変更前の部分は取消線で修正）し添付すること（標題を「肥料価格高騰対策事業取組計画書」から「肥料価格高騰対策事業取組実績報告書」（事業名も実施事業に併せて変更すること）に変更すること）。

2 添付書類については、以下を添付すること。

（1）肥料価格高騰対策事業取組実績報告書（取組実施者様式第 2 号の別添を実績報告書としたものと取組実施者様式第 2-1 号の参加農業者名簿を言う。）

（2）対策事業取組計画書又は対策事業取組計画書変更等承認申請書に添付した書類のうち、変更があった書類（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

(取組実施者 様式第 5 号)

(業務方法書 様式第 5 号)

番 号
年 月 日

大阪府水田農業推進協議会会長 様

所在地

取組実施者名

代表者氏名

令和〇年度肥料価格高騰対策事業取組実施状況報告書

肥料価格高騰対策事業実施要領（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 2156 号農林水産省農産局長通知）第 12 の 2 の（2）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（添付資料）

- ・取組実施者様式第 5-1 号（参加農業者名簿）
- ・農業者様式第 4 号（化学肥料低減実施報告書）
- ・その他、近畿農政局長等が必要と認める書類

肥料価格高騰対策事業取組実施状況報告書

別添

第1 取組実施者名

--

第2 事業の取組概要

参加農業者数（件）	取組面積（a）

第3 取組実績

取組メニュー	取組の実績
ア 土壌診断による施肥設計	
イ 生育診断による施肥設計	
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入	
エ 堆肥の利用	
オ 汚泥肥料の利用（下水汚泥等）	
カ 食品残渣など国内資源の利用 （エとオ以外）	
キ 有機質肥料（指定混合肥料等を含む） の利用	
ク 緑肥作物の利用	

ケ 肥料施用量の少ない品種の利用	
コ 低成分肥料（単肥配合を含む）の利用	
サ 可変施肥機の利用 （ドローンの活用等も含む）	
シ 局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、かん注施肥等）の利用	
ス 育苗箱（ポット苗）施肥の利用	
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し （ア～スに係るものを除く）	
ソ 地域特認技術の利用 （大阪エコ農産物の生産）	

（注）参加農業者が、実施期間を通じてどのような取組を行ったか、また、その結果として、取組前と比べてどの程度の化学肥料の低減が図られたかを使用記録等を参照し、できる限り定量的に記入してください。

第4 化学肥料の使用量の低減に向けて継続的に取り組むための取組計画